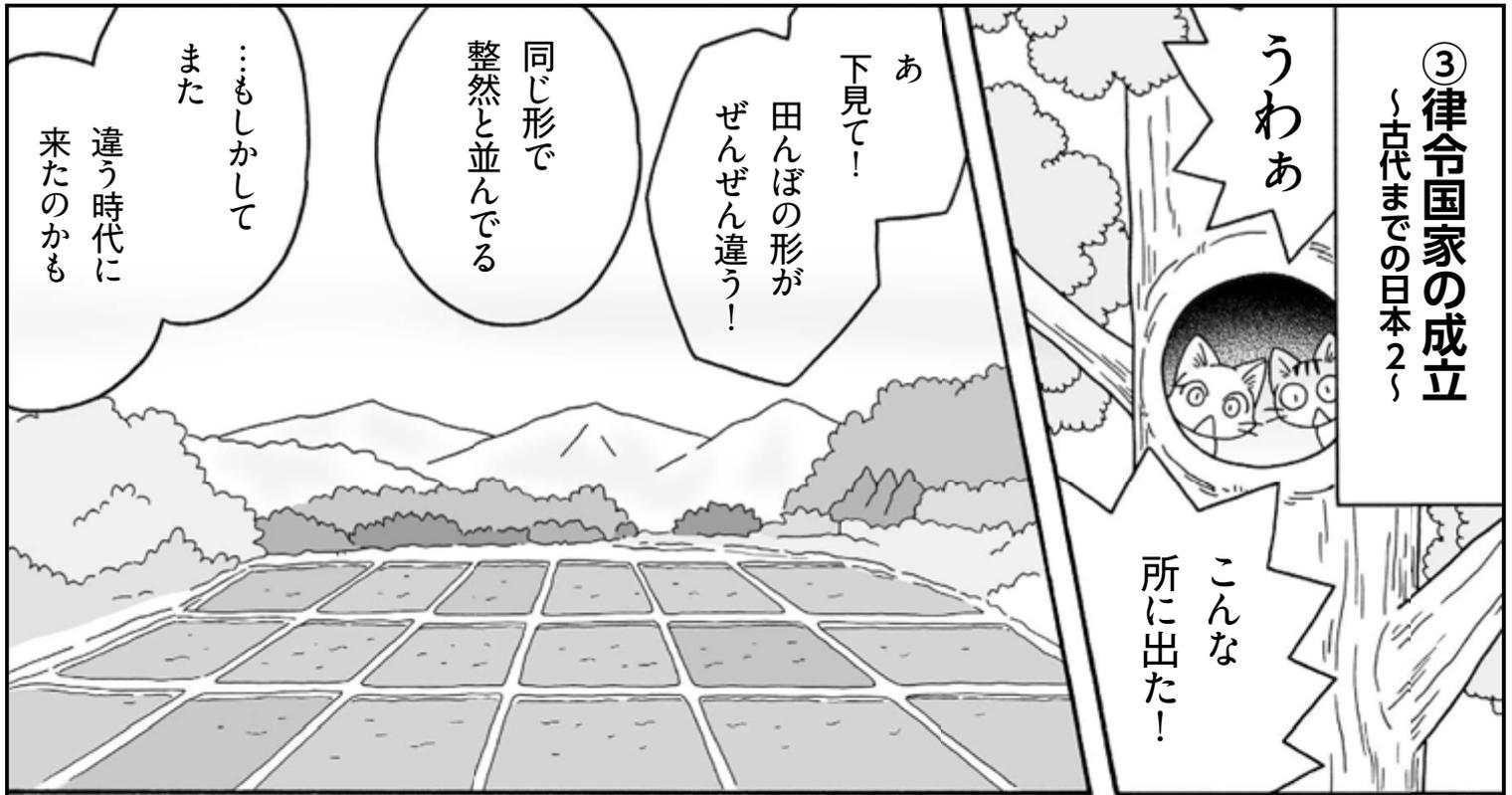


③ 律令国家の成立

〜古代までの日本2〜



うわあ

こんな所に
出た！

あ
下見て！

田んぼの形が
ぜんぜん違う！

同じ形で
整然と並んでる

…もしかして
また

違う時代に
来たのかも

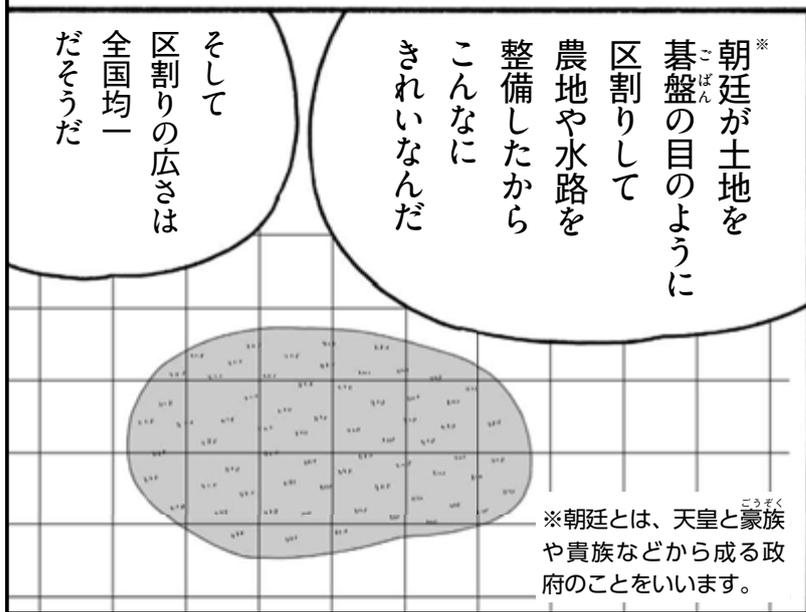


おや
ネコちゃん



あ！
農作業を
している人が
いるよ

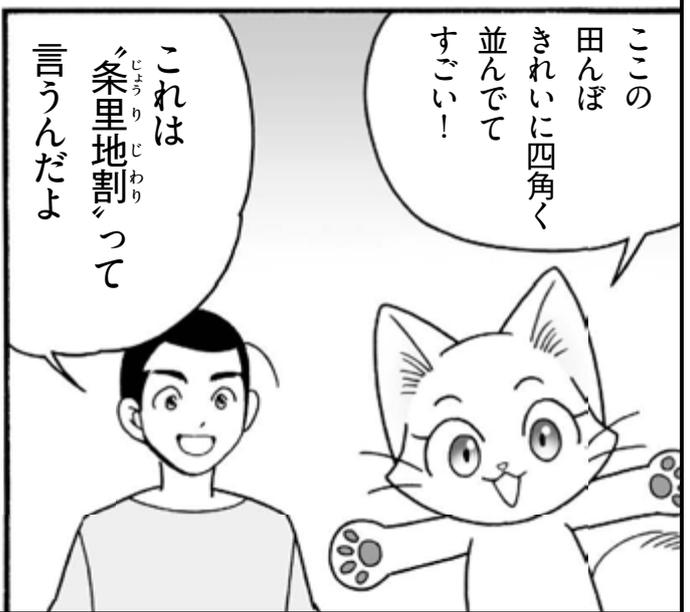
行ってみよう



※朝廷が土地を
碁盤の目のように
区割りして
農地や水路を
整備したから
こんなに
きれいなんだ

そして
区割りの広さは
全国均一
だそうだ

※朝廷とは、天皇と豪族
や貴族などから成る政府
のことをいいます。



この
田んぼ
きれいに四角く
並んでて
すごい！

これは
条里地割って
言うんだよ

豆知識

多くの僧侶が教えを広めながら、弟子たちとともにため池や用水路を造りました。行基が造った狭山池、大陸で最先端の土木技術も身につけたという空海の満濃池などが有名です。



班田収授法と農地区画

701年、朝廷は唐の法に倣った「大宝律令」を定め人々に口分田を与える制度「班田収授法」を定めました。これによって戸籍がつくられ6歳以上の男女に口分田を与え収穫の3%を「租」つまり税として集めました。口分田は死亡すると朝廷に返す決まりでした。

それとともに約109m四方の正方形広さ1haほどの区画に農地を区切って、管理しやすくしていきました。道路や河川もそれに合わせて方眼のようになった土地の区画は、秋田から鹿児島まで全国の平野・盆地に広がり、今でもその痕跡が残っています。



奈良盆地の条里遺構
 (「大地への刻印」より)



税は租の他に、庸、調もありました。租は稲、庸は布、調は特産品で、これらは自分たちで都まで運ばなければなりません。その他、都の守りにつく兵役やさまざまな土木工事などの労役が課され、農民には大きな負担でした。

豆知識 645年の大化の改新によって、それまで皇族や豪族が支配していた土地・人民を、国家が直接支配する仕組みが「公地・公民」です。国家が直接人民を把握するための「戸籍」がつくられ、それをもとにして、国家の土地が人民に分け与えられました(班田収授法)。



律令制度の下での 税に苦しむ農民の状況は 万葉集に納められた 貧窮問答歌に記されています。

やがて人口が増加すると 口分田として 人々に与える 農地が不足していきました。



豆知識

人口増加によって口分田が不足したため、723年、朝廷は開墾を奨励する法「三世一身法」を発しました。新たに開墾した者には3代の間、古くからの農地は本人1代に限り、私有を認めました。しかし、効果があがらず、20年後(743年)には「墾田永年私財法」が出され、新たな開墾地はいつまでも私有地としてよいとされました。



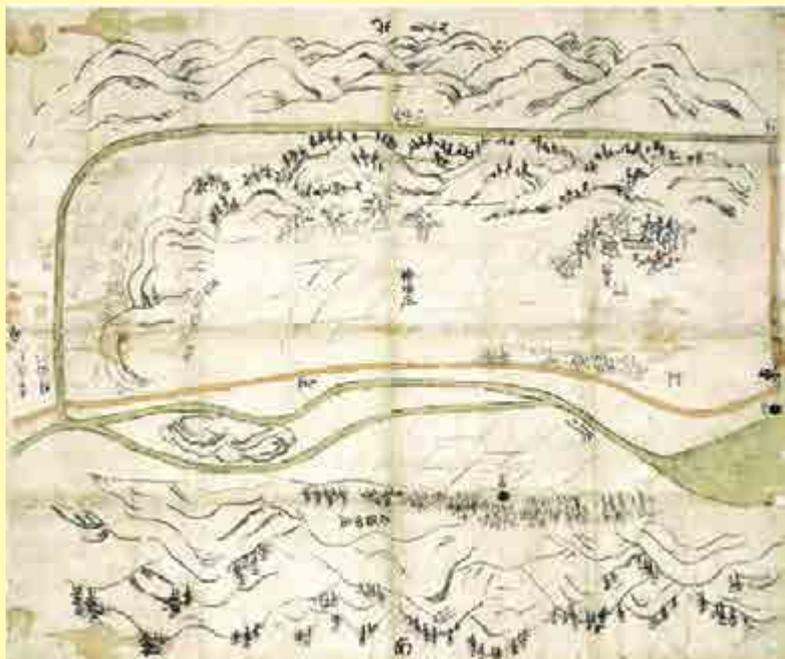
解説

荘園の発達

743年、「墾田永年私財法」が制定されると、貴族や寺社、地方の有力な豪族たちは、盛んに荘園という私有地を広げることとなり、「公地・公民」を原則とする班田収授制は徐々に崩壊していきました。

時代とともに荘園の権利関係は複雑になり、やがて荘園を守るために武装した「武士」が現れました。中世は武士による戦乱の時代でしたが、これは荘園、つまり農地をめぐる争いだったともいえます。

農民は荘園の複雑な権利関係の下で、何重にも徴税されることもあり、生活は過酷なままでした。



紀伊国株田荘絵圖

(宝来山神社 蔵)

豆知識

平安時代中期(10世紀頃)になると、荘園領主は朝廷から「不輸・不入の権」を認められました。「不輸の権」は租税を納めなくてもよい権利、「不入の権」は役人の立入りを断る権利のことです。